

議会改革特別委員会

日 時 平成30年9月18日（火）
午前10時
場 所 全員協議会室

議 題

- 1 これまで開催した専門部会の概要について 資料1
- 2 議員間討議について 資料2
- 3 「射水市議会の災害時における行動の基本方針」及び「緊急・大規模災害発生時の射水市議会及び議員の行動計画（案）」について 資料3
- 4 議員定数について 資料4
- 5 会派について 資料5
- 6 政務活動費における新聞の取扱いについて 資料6
- 7 請願・陳情について 資料7
- 8 タブレット端末の導入について
- 9 その他
 - 議会報告会について（広報委員会）

議会改革特別委員会 専門部会（第6回）の概要

開催日時	平成30年7月23日（月）午前10時から午前11時55分まで
開催場所	議長応接室
出席委員	津田委員長、瀧田副委員長、津本委員、奈田委員、竹内委員、伊勢委員、澤村委員、中村委員
欠席委員	不後副議長（オブザーバー）

議題及び協議内容

1 第3回全体委員会の概要について

事務局から6月14日に開催された全体委員会での検討状況等の概要について報告した。

2 議員間討議について

議員間討議に関する申し合わせ事項（案）に基づき、討議を行う場に議会運営委員会を含めるかどうかや、討議を公開するか、非公開とするか等の議論を行い、次回までに議運の取扱いや、議員間討議を行っている議会へ公開・非公開としている目的や考え方について、事務局が確認することとなった。

3 議場説明用物品に関する申し合わせについて

射水市議会議場説明用物品に関する申し合わせ（案）に基づき、持ち込める物品の対象を「物」とすることや、サイズについて下限は設けないこと、すべての会議録に説明用物品を写真等で添付すること等を議論し、いくつかの語句を修正の上、専門部会として了承することとなった。

4 緊急・大規模災害発生時の射水市議会及び議員の行動計画（案）について

「訓練」の項目の文言を「議会は、防災訓練を年に1回実施する。」とすることで、行動計画（案）を専門部会として再度了承することとなった。また、市の訓練日に合わせて議会独自で安否確認訓練をしたり、本会議の日に訓練をしたりするなど、毎年テーマを変えて行えはどうかとの話になった。

5 政務活動費での新聞の取扱いにおける判例について

政務活動費での購読を認める新聞の一覧は、新聞の数も多く作成できること、専門紙は原則何紙でもOKだが、自分の職業に関連する専門紙は好ましくないと思われることを全体委員会で報告することとなった。

6 タブレット端末の導入について

政務活動費の按分率は、端末代が3分の1、通信料が2分の1又は2,000円の低い額を目安とすることを、再度全体委員会に報告することとなった。

7 請願・陳情の流れについて

フローチャート表の確認をし、事務的な流れを記しただけの表であることから全体委員会にはかけず、表の提出と、運用例の改正が一部必要かと思われることの報告を議会改革特別委員長から議会運営委員長へ行うこととなった。

8 会派について

現行どおり3人以上とすることを、再度全体委員会に報告することとなった。

9 議員定数について

各委員が意見を述べ、このテーマについては今回限りとし、今後この専門部会では議論しないこととなった。

10 その他

- ・ 早稲田大マニフェスト研究所による「改革度ランキング2017」について射水市議会の順位の報告があった。
- ・ 専門部会の資料はホームページに掲載せず、全体委員会の資料をホームページに掲載することとした。

議会改革特別委員会 専門部会（第7回）の概要

開催日時	平成30年8月2日（木）午前10時から午前11時46分まで
開催場所	議長応接室
出席委員	津田委員長、瀧田副委員長、津本委員、奈田委員、竹内委員、澤村委員、中村委員、不後副議長（オブザーバー）
欠席委員	伊勢委員

議題及び協議内容

1 第6回専門部会の概要について

事務局から7月23日に開催された専門部会での検討状況等の概要について報告した。

2 議員間討議について

議会運営委員会行政視察先の実施例などをもとに協議した結果、討議の場は委員会の一部であり、原則公開し、会議録にも掲載すること、討議を行う場に議会運営委員会は含めないこと、について確認をし、「議員間討議に関する申し合わせ事項（案）」を一部修正の上、了承した。

3 議場説明用物品に関する申し合わせについて

「射水市議会議場説明用物品に関する申し合わせ（案）」について、持ち込み禁止物の文言を再修正の上、専門部会として再度、了承した。

4 タブレット端末の導入について

タブレット端末の議場への持込みの可否については、専門部会の管轄外のため、ここでは議論をしないこと、9月定例会中の議会改革特別委員会において、タブレット導入後にできること（スケジュールの共有、PDF化した議会資料への書き込み等）をプロジェクターを使って実際に示すこととなった。

5 その他

- ・ 災害時行動計画について、前回の専門部会で「緊急執行体制」の文言を削除することとしたが、災害対策本部が設立されない緊急時にも議会として対応する場合があることから、「緊急執行体制」の文言を残すこととした。
- ・ 請願、陳情について、運用例の改正が必要なことを議会改革特別委員長から議会運営委員長へ直接伝えることとなった。
- ・ 議会改革特別委員会から議長への報告書を、議会運営委員長からの依頼により、議会運営委員会へも提出することとなった。

議会改革特別委員会 専門部会（第8回）の概要

開催日時	平成30年8月27日（月）午後2時43分から午後3時30分まで
開催場所	議長応接室
出席委員	津田委員長、瀧田副委員長、津本委員、奈田委員、竹内委員、伊勢委員 澤村委員、中村委員、不後副議長（オブザーバー）
欠席委員	なし

議題及び協議内容

1 第7回専門部会の概要について

事務局から8月2日に開催された専門部会での検討状況等の概要について報告した。

2 議員間討議について

議員間討議に関する申し合わせ（案）について了承し、申し合わせの開始日については議会運営委員会で協議すべきとした。

3 議場説明用物品に関する申し合わせについて

議場説明用物品に関する申し合わせ（案）について了承し、申し合わせの開始日については議会運営委員会で協議すべきとした。

4 射水市議会の災害時における行動の基本方針及び緊急・大規模災害発生時の市議会及び議員の行動計画（案）について

行動計画（案）について了承し、行動計画の開始日については議会運営委員会で協議すべきとした。

5 議員定数について

「定数問題については、今後、適切な時期に話し合いをもたれるよう、検討されたい」とする専門部会としての方向性を確認した。

6 会派について

従来どおり、3人を基本とすることを確認した。

7 政務活動費における新聞の取扱いについて

政務活動費での購読を認める新聞の一覧は作成できないことを確認した。

8 請願・陳情について

9月定例会中の議会改革特別委員会で、フローチャート図の不明点について専門部会で答えることを確認した。

9 タブレット端末の導入について

当局側に、タブレットと会議システムの導入に向け予算化の動きが出てきたため、各議員個人での購入については一旦控えることとした。

10 その他

議員間討議に関する申し合わせについて

【議論の経過】

これまで、市当局と議員との質疑を中心に議論が行われ、必ずしも議員間の討議が行われてこなかった中、射水市議会基本条例において「議員間討議」について定められ、議会が合意形成に至る過程で、必要に応じて議員相互の議論を尽くすものとされた。そこで、議員相互の討論の具体的な手法・ルールについて検討する必要が生じたもの。

【専門部会での議論の内容】

- 付帯決議や修正案を出す場合には、議員間討議が必要だ。
- 議員間討議は議員同士で思いをぶつけ合う場なので、原則非公開としたほうが自由に発言でき、議論が活発になるという意見もあるが、基本条例で会議は原則公開と謳っていること、賛否を決定する過程を市民に見てもらう必要があること、議会がどう判断したか、議員はその討論に責任を持つ必要があること等から、原則公開とすべきではないか。
- 個人情報など公に出来ないケースが出てきた場合は非公開とすればよいのではないか。
- 委員会の中で行うものなので、議員間討議に入る前に暫時休憩をする必要はなく、当然会議録にも載せるべきだ。

【専門部会での方向性】

別紙「議員間討議に関する申し合わせ」のとおり

※ 主な内容

- 合意形成に向け、他の議員（委員）と意見を交わすことで論点を明確にすることを目的に実施する。
- 常任委員会・特別委員会において実施する。
- 委員長の判断により、必要に応じて行うことができる。
- 原則公開とする。

議員間討議に関する申し合わせ（案）

1 趣旨

合意形成に向け、他の議員（委員）と意見を交わすことで論点を明確にすることを目的に実施する議員間討議について、必要な事項を定めるものとする。

2 討議を行う場

各常任委員会、特別委員会

3 討議の対象

議案、請願・陳情、報告事項

4 実施方法

委員長の判断で、必要に応じて議員間討議を行うことができる。

- (1) 議案 委員会の採決前に委員長判断により実施
- (2) 請願・陳情 議会運営委員会の委員会付託を受け、委員長判断により実施
- (3) 報告事項 委員長判断により実施
- (4) 対象者 討議は委員のみまたは当局も含め委員長が判断する。

5 留意事項

- ・ 議員（委員）個人を誹謗中傷する発言を行わない。
- ・ 討議において不明な点がある場合、当局に対し、新しい資料請求ができるものとする。
- ・ 議員（委員）からの資料提供がある場合、該当委員長が判断する。
- ・ 討議は原則公開とする。ただし、委員長が必要と判断した場合は非公開とすることができる。
- ・ 議案に関する討議の内容は、当該議案の委員会審査の場で報告する。

6 討議記録

委員長は議会事務局職員を討議の場に出席させ、概要等必要事項を記載し、記録を作成させるものとする。

7 その他

必要事項、変更等がある場合、議会運営委員会で協議する。

8 実施

本申し合わせ事項は、平成30年○月○日から実施する。

射水市議会の災害時における行動の基本方針

1 基本方針の目的

この方針は、射水市議会基本条例第27条による「災害時における議会の行動基準」を定めるにあたり、基本的な考え方を定めることにより、もって議事機関としての責務を果たすこととする。

2 基本方針の考え方

この基本方針の考え方は、次のとおりとする。

- (1) 射水市災害対策本部、射水市国民保護対策本部、射水市危機管理対策本部（以下「災害対策本部等」という。）が設置される程度の災害を想定する。
- (2) 以下の理由から、議員には早期の議会参集を義務付けず、地域における活動を優先することとし、議会として災害対策のための任意の会議体は設けない。
 - ア 議員は地域のことを熟知しており、災害発生時には地域における重要なマンパワーとしての役割を期待されること。
 - イ 災害発生直後に議会が市災害対策本部に報告、対応を求めるることは、当局の迅速な災害対応に混乱・支障をきたす場合があること。
- (3) 災害対策に一義的に対応するのは行政当局であることから、議会としての対応は、災害発生の初動期・応急期には当局の側面支援、復旧復興期には当局の対応を監視・評価することとする。

3 対象となる災害

対象となる災害は、次の表のとおりとする。

災害の種別	災害の程度（災対本部設置基準）
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震を観測したとき（自動設置） ・地震（津波）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、震災応急対策のため必要があると認められるとき。
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく大雨、洪水、高潮、暴風等の警報の一つ以上が発表され、重大な被害の発生が予測されるとき。 ・国土交通大臣又は知事が水防警報を発表し、応急対策の必要が認められるとき。 ・災害が広範囲な地域にわたり、又は拡大するおそれがあるとき。 ・災害救助法が適用されたとき。 ・その他激甚な災害が発生し、又は発生のおそれのあるとき。
雪害・事故災害等	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく暴風雪、大雪等の警報が発表され、市内に災害が発生するおそれがあり、設置の必要が認められるとき。 ・降積雪等により大規模な災害が発生し、又は発生が予想され、設置の必要が認められるとき。
原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣が志賀原子力発電所に関して、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合 ・原子力災害時の応急対策に当たり市長が必要と認めた場合
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・射水市国民保護計画及び射水市危機管理指針で定める各対策本部を設置する災害

4 その他

上記のほか、災害発生時の居所連絡方法、議員が収集した情報の一元化等、各段階において議員がとるべき行動の詳細については、この方針に基づき策定する「緊急・大規模災害発生時の射水市議会及び議員の行動計画」に記載する。

緊急・大規模災害発生時の市議会及び議員の行動計画（案）

1 基本的事項

議員からの情報・要望は、執行機関が応急対策に専念できるよう、緊急の場合を除いて議会事務局で一元化し、議長の判断により執行機関に伝達する。

2 発生時の緊急対応

(1) 会議（本会議、委員会等）中に災害が発生した場合

- ・ 議長又は委員長は、Jアラート等の情報に基づき、本会議又は委員会を直ちに休憩又は散会する。
- ・ 議長又は委員長は、議会事務局に傍聴人等の避難誘導その他安全確保を指示し、議会事務局職員は誘導等の終了後、各自避難を行う。
- ・ 議員は各自避難するものとし、必要な場合は今後の対応の指示があるまで庁舎内で待機する。

(2) 会議中以外に災害が発生した場合

- ・ 議員は、速やかに自身の安全を確保し、被災者の安全確保に努める。
- ・ 議員は、議会事務局に自身の安否報告を行い、連絡がとれる体制を確保する。
- ・ 議員は、地域での支援活動や災害情報の収集に努める。

3 発生時の市議会及び議員の行動

(1) 議長の行動

- ・ 議長が登庁時に災害が発生した場合、議員、射水市災害対策本部等と連絡・行動体制がとれるよう、議会事務局へ指示する。
- ・ 議長が登庁時以外に災害が発生した場合、早急に登庁し、議会事務局へ上記の行動体制がとれるよう指示する。
- ・ 議長は議員からの災害情報を集約できるよう、議会事務局と体制を整える。
- ・ 射水市災害対策本部等との連絡は議長（議会事務局）が行う。
- ・ 議長は、必要と判断した場合、副議長、委員長又は全議員を召集する。
- ・ 議長は議会事務局に指示し、議員が災害情報を求める場合、それを提供する。
- ・ 議長が職務施行不能の場合、副議長がこれを代行する。
- ・ 副議長が職務執行不能の場合、議会運営委員会、総務文教、民生病院、産業建設の各常任委員会の順序で委員長がその代行を行う。

(2) 議員の行動

- ・ 議員は速やかに自らの安否等を議会事務局へ報告する。
- ・ 議員は、常に連絡できる体制を確保し、議会事務局との連絡体制を確立する。
- ・ 議員は、自身の安全確保を行った上で、地域での被災者の安全確保、避難誘導等、地域の一員として協力する。

(3) 議会事務局の行動

- ・ 議会事務局職員は速やかに自身の安全を確保し、登庁する。登庁できない場合は連絡できる体制を整える。
- ・ 登庁後、各議員の安否確認に努め、議長に報告する。
- ・ 議長の命により、射水市災害対策本部等と連絡できる体制を整える。

4 訓練

議会は、防災訓練を年に1回、実施する。

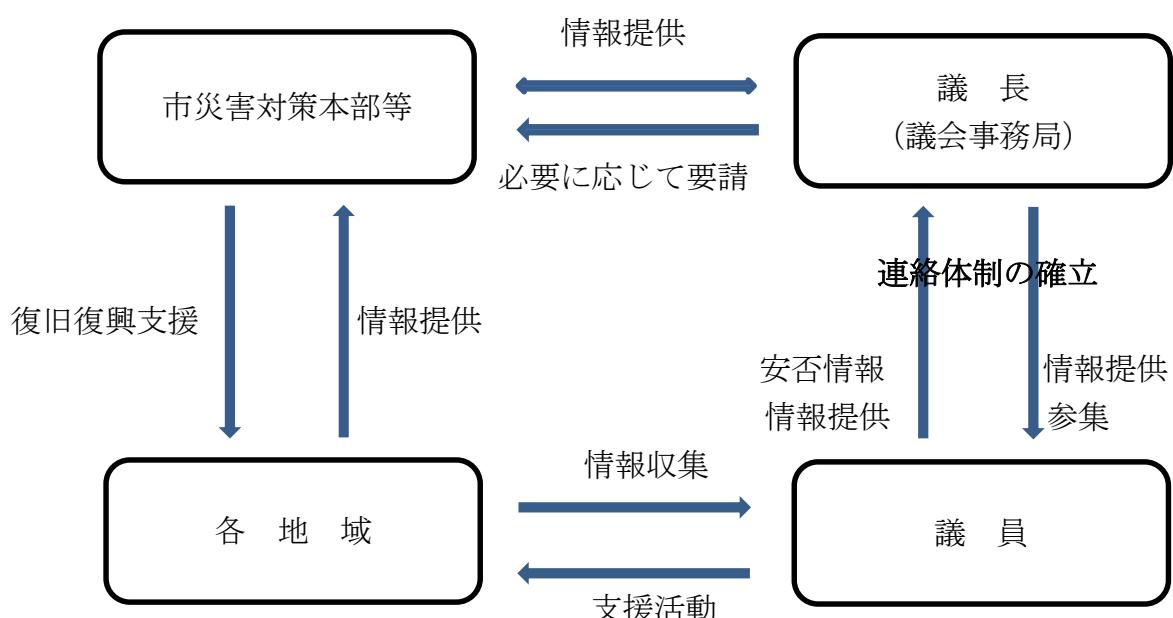
5 その他

この計画に変更が必要であると判断した場合、適宜に適切な見直しを行うものとする。

6 実施日

この行動計画は、平成30年〇月〇日から実施する。

<射水市災害対策本部等が設置された場合の対応（イメージ図）>



資料 4

議員定数について

【専門部会での議論の内容】

- 定数と議員報酬を切り離して議論することは難しいのではないか。現在の議員報酬は本来 50 万円のところ、定数特例を使って人数を多くしたため額を下げたという経緯があり、本来の 50 万円にまず戻すべきだという考えが議員の中にある。ただ、市民の理解を得るために、定数をさらに削減したほうが理解を得やすいという考え方もある。今までに十分削減してきたという考え方の議員もいるので、これをどう考えるか難しい。現在一人欠員で今後さらにもう一人欠員になるかも知れず、この任期中に 20 人になるかもしれない中、次の任期も 20 人でスタートということに当事者の議員の理解は得やすいかも知れない。ただ、これ以上減らすと当局への監視や市民の意見の吸い上げ、地域振興会が 27 あるのに議員の数が 22 ということを考えると、一概に減らせばいいというものでもない。一方で減らしやすい環境にあることは間違いない。会派の中にもいろいろな考え方の人があり、今の段階ではここまでしか言えない。定数を減らして報酬を上げれば、若い人もそれだけもらえるのならと出やすい環境になるのかもしれないが、逆に議員力、議員の監視能力が弱まって当局となかなか対峙できなくなる可能性や、市民の意見を吸い上げられなくなる可能性を考えると、答えはすぐに出せない。
- 地域バランスは大事である。若い人が出にくいからとか、議員のなり手がないからとよく言われるが、報酬や定数ではないほかの環境が整わないから出られないのではないか。現状維持がよい。減らすと逆に若い人達の門戸を狭くする。議員報酬と議員定数は連動しているが、議員報酬を上げるための議員定数の削減はおかしい。
- 来春からは 2 人減になるので、20 人でやれるかどうかやってみて、その上で判断すべきではないか。地域振興会もある程度、地力をつけ、いろいろな意見を直接言う機会も増えてきているが、地域振興会長の実力いかんによっては地域的に温度差も出てくる。そこを議員がどう補うか、引っ張っていけるか、20 人でやってみてから判断したい。

- 無投票という現実を考えなければならないが単純に減らせばよいというわけでもない。減り過ぎると市民の意見を吸い上げる議員の能力も低くなってしまう。無投票という現実と、どれだけの人の意見の吸い上げができるかということを天秤にかけながら、進めていくべきではないか。
- 報酬と定数は切り離すべきだ。地域の声を反映することが一番大事であり、減らしていくってよいのか。小矢部では前回無投票だったが今回は5人オーバーで若い人も頑張っていると聞くので、とにかく減らせばよいというものではない。
- 土日議会なのか、夜間議会なのかわからないが、若い人達が出やすい環境を整えなければならない。もちろん報酬は一番大事である。報酬と定数はリンクする。報酬を上げないと、今の額では自営業か年金受給者か、配偶者が仕事をしているかでないと絶対に出られない。年金制度を含めて出やすい環境を整えていかなければならない。
- 議員力や公人としてのモラルの向上が必要である。議員定数や報酬の増減を含めて、多角的に議員力と議員としてのモラルを上げなければならない。小学生、中学生にも将来議員になりたいと思ってもらえるような姿勢を我々が背中で見せる必要があり、そのためにはどうすればよいか考える必要がある。重い議題なのでいろいろな人に話を聞いて、含み合せながら協議していくべきである。
- 22人という数字が一般的に9万5千人の平均だと推察している。5千人に一人、4千人に一人という議論もあるが、9万人以上の市の議会を動かすには、最低20人は必要なのではないか。21人、7人の委員会がベストかと思っているが、減は否めないのでないのではないか。報酬は合併協議の50万円が基本である。報酬と定数は別だと思うが、このままだと自営か年金受給者しか出られないのが現状であり、はたしてこれでよいのか、議論していかなければならぬ。

【専門部会での方向性】

部会委員の個人の思いを聴取した結果、定数問題については時期尚早と意見がまとまったため、今後、適切な時期に話し合いをもたれるよう、検討されたい。

会派について

【議会基本条例の検討過程における委員からの問題提起】

射水市議会では「議会運営委員会規程」により、会派の定義を「所属議員を3人以上有する団体」としているが、「一人会派」は認められないか。

【専門部会での議論の内容】

- ・ 基本条例の趣旨からいくと、一人会派は認めるべきではないか。
- ・ 基本条例の条文は、あくまで3人以上の会派のことを言っていると解釈している。
- ・ 条文では「会派は議員の活動を支援する」とあり、1人で支援するということはあり得ないのではないか。
- ・ 物の本には「会派とは当該議会で同じ考え方を持つ議員の集団のことを言い、政策集団という原則から当然2人以上の議員から構成されるべきである」とある。また「議会運営委員会等で一人会派を認めることもできるが、あくまでも例外と考えるべき」ともある。
- ・ 議会運営委員会へは、諸派からのオブザーバーを一人増やして二人としたところである。

【専門部会での方向性】

「現行のとおりとする。」

【参考：射水市議会基本条例（抜粋）】

(会派)

- 第6条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。
- 2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行うものとする。

政務活動費における新聞の取扱いについて

【前回の議会改革特別委員会における委員からの問題提起】

判例を基に、政務活動費からの支出が認められる新聞の一覧を作成できないか。

【専門部会での議論の内容】

- ・ 数多くの新聞が発行されている中、一覧を作成することは難しいのではないか。
- ・ 最終的には、各議員が自分の責任において判断することになる。

【専門部会での方向性】

○ 専門部会として、政務活動費からの支出が認められる新聞の一覧を作成することはできないが、次のとおり取り扱うことが望ましい。

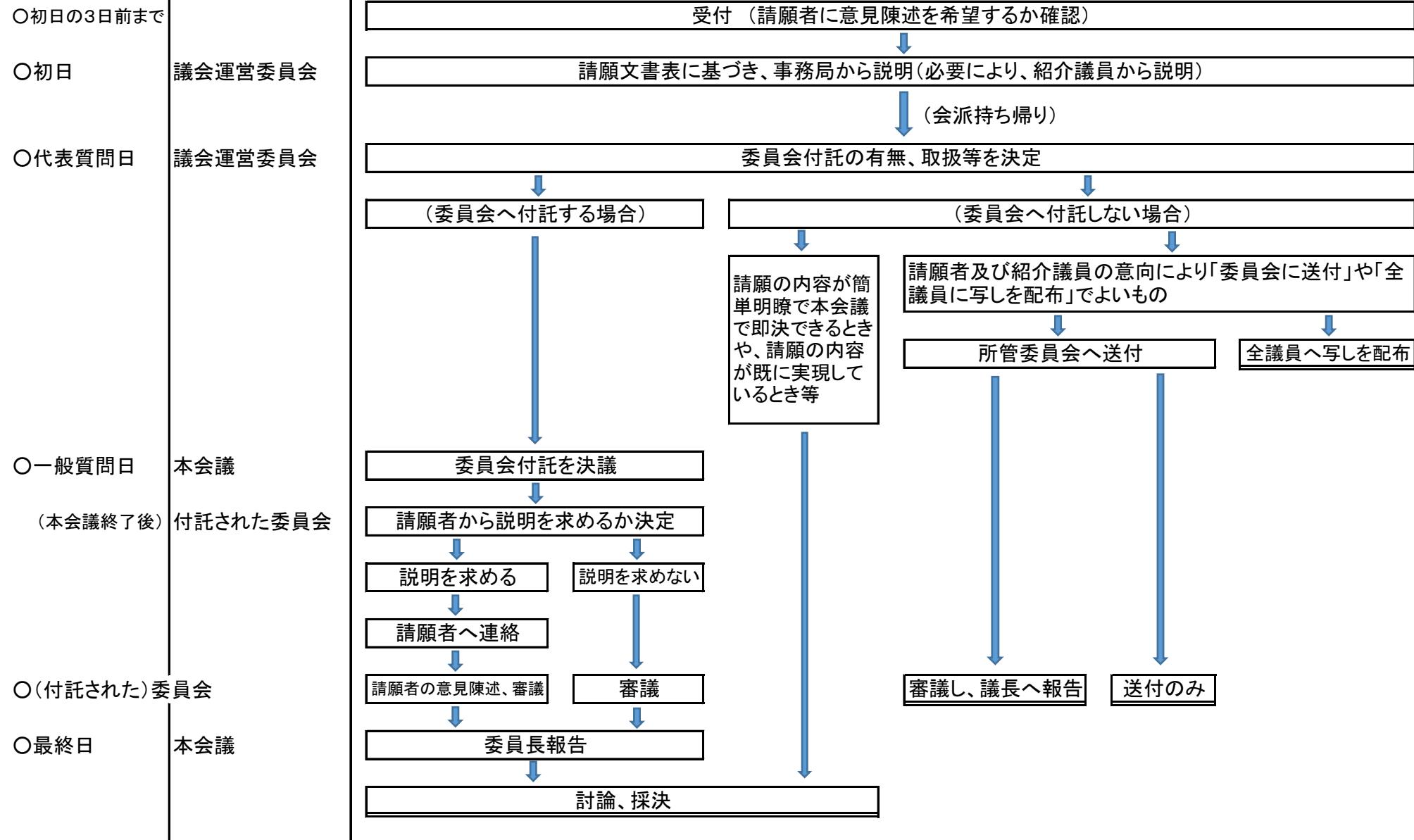
- ・ 一般紙及び政党機関紙の購読料の支出は適当でない。
- ・ 専門紙は特に制限するものではない（複数でもかまわない）。ただし、自分の職業に関する専門紙は好ましくないと思われる。

※ 最終的には、議員自らの責任において、市民に対する説明責任を果たすこと。

◎【請願】

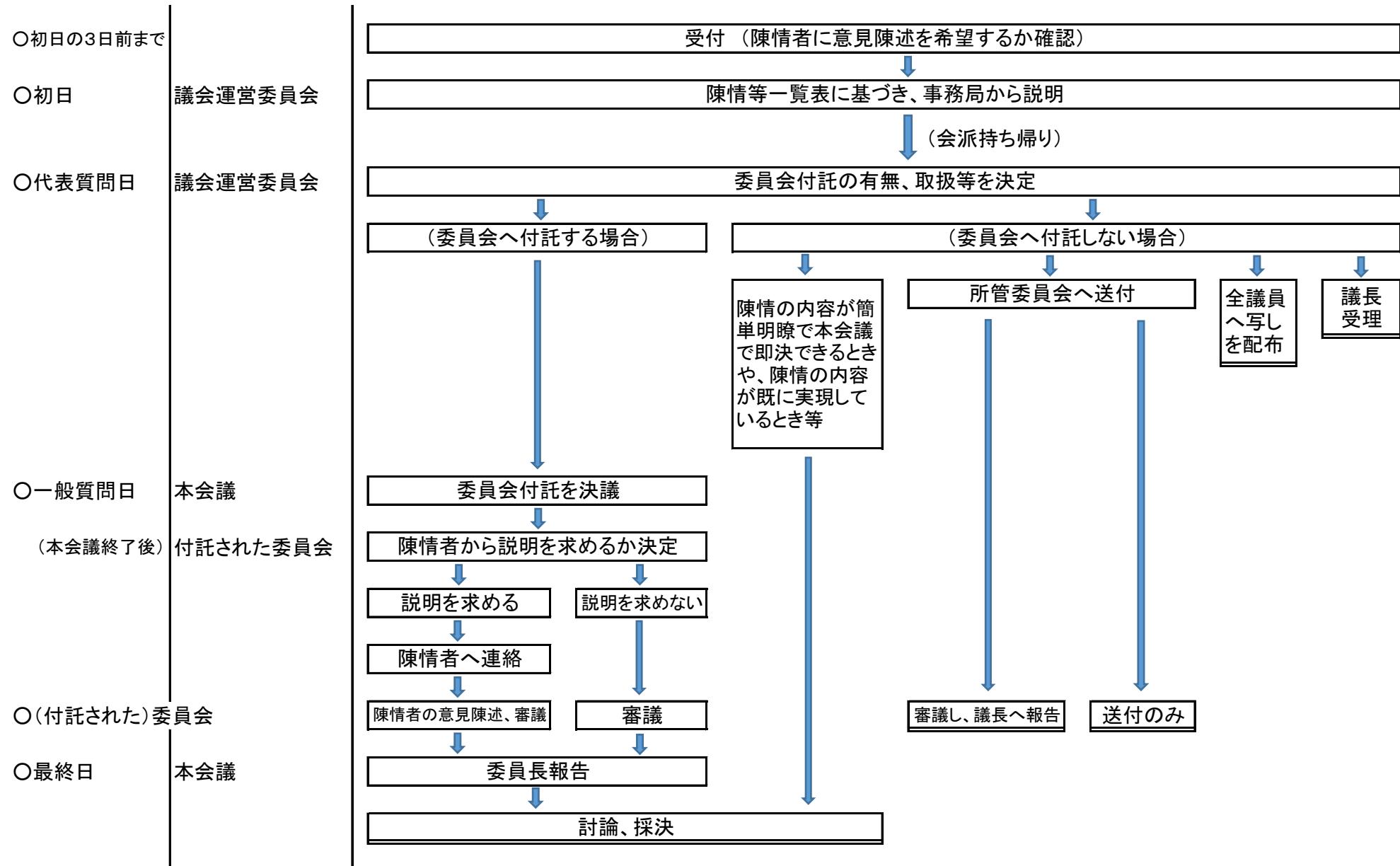
<意見書の提出を求める請願>

資料 7



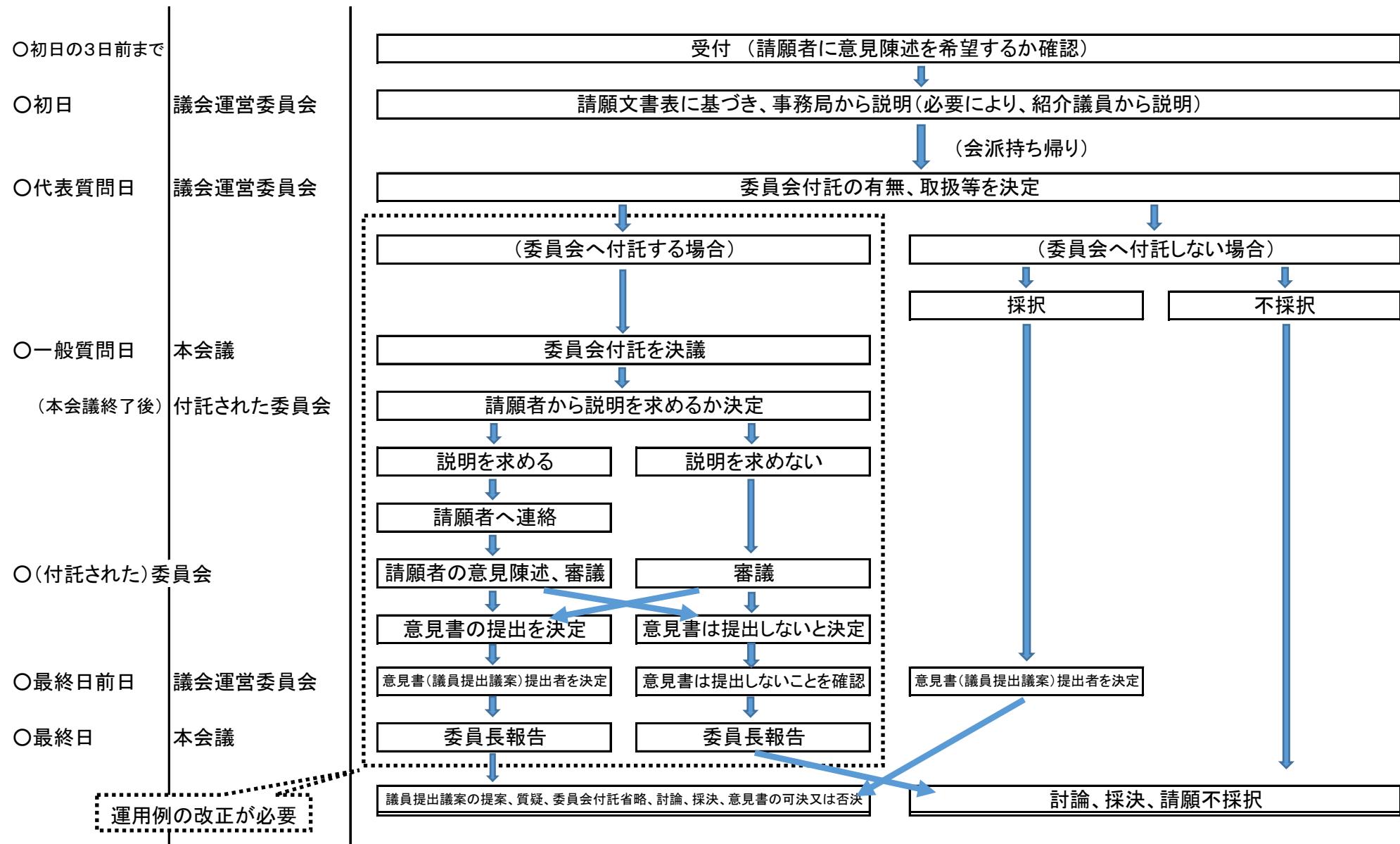
◎【陳情】

<意見書の提出を求める陳情>



◎【請願】

<意見書の提出を求める請願>



◎【陳情】

<意見書の提出を求める陳情>

